

請負業者の皆様へ

ダンプトラック等による過積載等の防止について

————— 工事の施工に当たっては、次の事項を遵守してください。 —————

- 1 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- 2 さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 4 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、または、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 建設発生土の処理および資材の購入に当たっては、下請事業者および骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第12条第1項に掲げる事項の全部または一部を行うことを主たる目的として組織する団体への加入者の使用促進に努めること。
- 7 上記1から6までについて、元請建設業者は、下請建設業者を十分指導すること。